

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ マイホームの贈与と配偶者控除

Q : 夫からマイホームをもらった場合には、2千万円の控除が受けられるそうですが、その要件を教えてください。

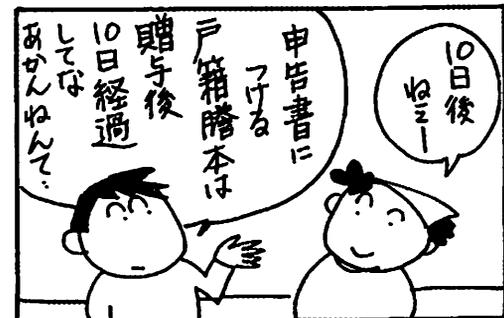
A : 婚姻期間が20年以上であることなどが要件となっています。

【解説】

贈与税の配偶者控除は、基礎控除60万円のほかに最高2千万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です。この特例を受けるためには、①婚姻期間が20年以上であること、②居住用不動産もしくは取得資金であること、③贈与を受けた翌年3月15日までに住み、以後も引き続き居住する見込みであること、④同じ配偶者からもらった財産について、既にこの控除を受けていないこと、のすべての要件を満たさなければなりません。

また、贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、配偶者控除後の税額がゼロであっても、必ず贈与税の申告書を税務署へ提出しなければなりません。申告書には、①戸籍の謄本又は抄本（贈与後10日を経過した日以後に作成されたもの）、②戸籍の附票の写し（贈与後10日を経過した日以後に作成されたもの）、③居住用不動産の登記簿の謄本又は抄本、④住民票の写し（贈与を受けた居住用不動産に住んだ日以後に作成されたもの）を添付する必要があります。

なお、贈与税はゼロのときでも不動産取得税や登録免許税は無税ではありませんので、注意してください。



KIMIYO.I